

令和3年度 第1回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会

日時：令和3年10月20日

開会 午前10時00分

○スポーツ振興課長補佐 資料2. 広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置要綱。資料3. 広陵町体育施設使用料適正化検討委員会の日程（予定）。資料4. 広陵町体育施設の現状と課題。最後に参考資料となります。資料の確認をお願いいたします。

傍聴者の皆様には、資料4、参考資料は抜粋させていただいております。御了承ください。

資料はよろしいでしょうか。過不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。まず、次第2番、教育長から委嘱の伝達を行わせていただきます。本来でしたら、お一人お一人に教育長からお渡しさせていただくところですが、時間の都合上、代表のお一人様だけにお渡しさせていただきたいと思います。

それでは、代表で辰巳様をお願いしたいと思います。教育長、前をお願いいたします。

○教育長 委嘱状、辰巳智則様。

広陵町体育施設使用料適正化検討委員会委員を委嘱する。委嘱の期間、令和3年10月20日から条例案を町長に提出する日まで。

令和3年10月20日 広陵町教育委員会教育長 植村佳央。

どうかよろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長補佐 お渡しできなかった皆様につきましては、大変失礼ではございますが机上配付にて交付に代えさせていただきます。

それでは、資料1の名簿順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその

場で御起立の上、一言御挨拶を賜りたく存じます。

それでは、お名前をお呼びいたします。辰巳智則様。

○辰巳委員　　よろしくお願ひします。

○スポーツ振興課長補佐　　辻　正夫様。

○辻委員　　辻です。よろしくお願ひいたします。

○スポーツ振興課長補佐　　岡田誠治様。

○岡田委員　　岡田でございます。広陵町の社会教育委員会の理事長をしております。
よろしくお願ひいたします。

○スポーツ振興課長補佐　　西井康浩様。

○西井委員　　おはようございます。スポーツ推進をやらせてもらっております。よろしくお願ひします。

○スポーツ振興課長補佐　　増田辰夫様。

○増田委員　　おはようございます。広陵町スポーツ協会の会長をしております増田
でございます。よろしくお願ひします。

○スポーツ振興課長補佐　　黒川浩司様。

○黒川委員　　おはようございます。広陵町総合型地域スポーツクラブをやっております黒川です。よろしくお願ひします。

○スポーツ振興課長補佐　　田中祐子様。

○田中委員　　広陵の体育館で子供たちのバドミントン教室をさせていただいております田中と申します。よろしくお願ひいたします。

○スポーツ振興課長補佐　　なお、太田様におかれましては、御都合により欠席されます。

それでは、次第3番。植村教育長が御挨拶を申し上げます。お願ひいたします。

○教育長　　それでは改めまして、おはようございます。

10月も下旬となりまして、朝夕は本当にめっきり涼しくなったというか寒くなっ

たぐらいです。今朝も最低気温が12度ぐらいだったと思いますので、かなり冷えてしまったなという気がしております。3日後の10月23日は二十四節気の18番目である「霜降」ということになります。霜降とは霜が降りると書きますけども、これまで空気中の水蒸気が冷えて露となって草木についてたものが、逆に気温が冷えてそれが霜に変わってしまうという季節でして、実はその頃からもう紅葉が始まるというような時期でございます。

そういった中で、新型コロナウイルス感染症の拡大も9月中旬からようやく減少し始めてまして、全国的にも感染者が非常に少なくなってきている状況です。今日、私ネットで調べてみましたら、今日の感染者は全国で373人というふうになってました。8月20日でしたかね、2万5,000人以上あった感染者がそれだけ減ったということで、本当に少なくなってきたかなと思っています。広陵町でも9月26日以降感染者がなかったのですが、久々に10月17日に1人感染者が出たということで、今朝まで奈良県では4名というような状況で、本当に少なくなってきてるかなというふうに思います。ただ、感染が収束してるかのように思うんですけども、インフルエンザの流行とともに第6波の到来があるとも言われていますので、感染予防にはこれまでと同様しっかりと対応していただいて、感染者が増えないことを本当に切に願いたいなと思っています。

そういう中、本日は広陵町の体育館施設使用料適正化検討委員会を開催しましたところ、委員の皆様には大変御多用の中、委員会に御出席をいただいて本当にありがとうございます。

さて、検討委員会は、広陵町が管理運営する体育施設の使用料について、使用いただく側の受益者負担という原則的な考えを基に適正化を図ることを目的に設置された委員会でございます。私ごとで申し訳ございませんが、私はこれまで広陵町の体育協会の常任理事、またスポーツ推進委員として三十数年にわたって町のスポーツ振興に微力ながら携わってきました。また、県の保健体育行政にも5年ほど関わらせていた

だいた経験がございます。特に、自分としては中学のときからバスケットボールをや
ってまして、ずっとバスケットボールを続けて40ぐらいまでこの町の体育館でさせ
ていただけてました。その環境の中で、町立の体育館を使わせてもらった中で、使用
料が無料という恩恵を私としては受けてきました。このことについては、常々使わせ
てもらっている側からすれば、本当に住民に優しい町だなという思いを持ってきまし
た。

しかしながら、県の行政を経験して使用する側とは全く真逆の使用いただく側とし
ての立場というのも、やはりその中で考えるようになりました。その認識ですけども、
その認識の一つの中で、先ほど言いましたけど受益者負担という考えがあります。受
益者負担というのは、一般には国や地方公共団体などが国の事業を行う場合に事業の
受益者に負わせる金銭などの負担とそういうふうに言いますけども、スポーツでの受
益者負担という考えは、2000年に国が示したスポーツ振興基本計画の中で、20
10年までに各市町村において総合型地域スポーツクラブを育成することがうたわれ
ていて、そのクラブを運営する上でのキーワードが受益者負担と言われてました。要
するに、スポーツする側がスポーツ施設などの利用によって利益を受ける個人や団体
が維持費等を負担するという考え方でございますので、そういった考えに基づいてと
いうのが一番大事なのかと思ってます。

現在、広陵町の数多くの公共施設は建設されてから四、五十年たっておりまして、
公共施設の長寿命化保全計画というのを今広陵町が進めているんですけども、そうい
う中で劣化診断を行いました。その結果、ほとんどの体育館がA、B、C、Dと4段
階あるんですけども、その中で低い評価であるCやDのランクでした、ほとんどの町
立の体育館というのが。このことから、これらの施設を維持管理していくには莫大な
費用が発生する状況でありまして、せめて受益者負担として頂いたスポーツ施設の使
用料だけでもその維持管理、いわゆるランニングコストに回せないかと考えてしまい
ます。広陵町では、先ほど話しましたように、これまで長い間住民に優しい町政とい

うことで、町民へのサービスとして町立体育館の使用料を取っておらず、平成15年に体育館照明の施設使用料として1時間当たり中央体育館は、この前にありますけども、この体育館の使用料が1時間200円。それから、その他のいわゆるミニ体育館は100円を徴収する料金設定をしてから、料金の変更をせずに現在に至っております。スポーツ施設を維持管理するための費用の大部分が、私は思うんですけども町民の税金で賄われていますので、現在の使用料では維持管理に当てる額は本当に微々たるものということが考えられます。

以上のことから、体育施設の使用料はどの程度が適正なのかを委員の皆様には議論をしていただきまして、一定の答えを出していただければありがたいというふうに思っております。この後、検討委員会設置要綱の第5条により委員長及び副委員長の選出、そして議事として広陵町体育施設適正化検討委員会の役割・日程について、それと広陵町体育施設使用料の現状と課題についてを所管課の増田課長に説明をしていただきます。その説明を聞いていただいた上で、委員の皆様にはどうか貴重な御意見をいただくとともに、会の進行等にも御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○スポーツ振興課長補佐　　ありがとうございました。

次に、事務局を紹介させていただきます。先ほど御挨拶を申し上げます教育長の植村でございます。

○教育長　　植村でございます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長補佐　　教育委員会事務局の池端でございます。

○教育委員会事務局長　　池端でございます。本日はお運びをいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○スポーツ振興課長補佐　　企画政策課課長の芝でございます。

○企画政策課長　　おはようございます。企画政策課の芝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長補佐 企画政策課係長の植村でございます。

○企画部係長 同じく企画政策課の植村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○スポーツ振興課長補佐 スポーツ振興課課長の増田でございます。

○スポーツ振興課長 おはようございます。スポーツ振興課の増田です。よろしく願いします。

○スポーツ振興課長補佐 最後になりますが、スポーツ振興課課長補佐の坪水でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、次第4番。委員長と副委員長の選出をお願いしたいと存じます。選出につきましては、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

○男性委員 事務局で案があるのであれば同意と私は思いますが。

○スポーツ振興課長補佐 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局でということで声がありましたので、事務局で委員長及び副委員長を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○スポーツ振興課長補佐 ありがとうございます。

それでは、委員長に辰巳様、副委員長に辻様を推薦したいと考えておりますが、辰巳様、辻様、推薦をお受けいただけますでしょうか。

○辰巳委員 はい、大丈夫です。

○スポーツ振興課長補佐 ありがとうございます。

それでは、辰巳様、辻様を推薦いたしましたので、委員皆様の拍手をもって御承認いただきたいと思います。

(拍手)

○スポーツ振興課長補佐 ありがとうございます。

それでは、辰巳様、辻様、委員長、副委員長席へ移動をお願いいたします。

それでは、辰巳委員長から委員長就任の御挨拶を賜りたく存じます。

○委員長 前から失礼いたします。私、畿央大学から来ております辰巳と申します。よろしく申し上げます。

ふだん大学では教員養成の学部ですので生涯スポーツにつながるようなそういうふうな実践者を育てる、そのためにはどういうふうな経験を児童期にやるのが大事かとか、そんなことをやっております。この話も適正化ということですがけれども、その先の話になるのかなと、こんなふうに思っております。教育長の先生から四、五十年のといいましたら、まさに文科省が生涯スポーツを理念に言ってきた時代ですね。数がたくさんあったんだと思いながら、歴史を自分なりに解釈しているところです。

拙い司会、進行になりますかもしれませんが、どうか皆さん方の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○スポーツ振興課長補佐 辰巳委員長、ありがとうございました。

次に、辻副委員長から副委員長就任の御挨拶を賜ります。

○副委員長 税理士の辻です。馬目南3丁目に住んでおります。税理士をしております関係で、かつて広陵町の監査委員を4年やらせていただきました。現在は、社協の理事と、それから指定管理者委員会の副委員長、それから特別職報酬等審議会の委員をさせていただいております。気持ちとしては、広陵町に住んでここが住みかですので、何かできることがあれば恩返しをしたいといつも思っております。よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長補佐 辻副委員長、ありがとうございました。

それでは、次第5の議事に入らせていただきます。以後の議事進行につきましては、辰巳委員長にお願いしたいと存じます。辰巳委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これから皆様方と協力いたしまして議事をよろしくお願いいたします。

皆様方のお手持ちの資料で進行表がありますけれども、これに基づいて進めてまい

りたいと思います。

まず、1つ目ですが、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会の役割・日程について、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○スポーツ振興課長　事務局の増田です。今から説明させていただきます。着座で失礼いたします。

まず、役割・日程についてですけれども、まず資料2を御覧ください。広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置要綱を基に説明させていただきます。まず1条、設置の理由ですけれども、本町が管理運営する体育施設の使用料について受益者負担の適正化を図ることについて検討するため、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を設置させていただきました。

続いて、第2条ですけれども、所掌事務になります。委員会は、次に掲げる事項について検討するものとするということで、体育施設使用料の額に関すること。体育施設使用料の減額及び免除に関することを検討していただくということになります。

次に、第3条、組織について記載させていただいております。委員8名以内をもって組織するというので、委員の皆様にはこの3条に基づきまして委員の委嘱をさせていただいたところがございます。

続いて、第4条、任期についてですけれども、先ほどお渡しさせていただきました委嘱状にも記載しておりますけれども、委員の任期は委嘱の日から第2条に規定する事項に係る検討が完了する日までということですのでさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

次のページをめくっていただきますと、会議のことについて、第6条になります。委員会の会議は、委員長が招集し、その議長になると定めております。

最後に庶務、第8条になります。委員会の庶務は、体育施設管理運営担当課において処理する。スポーツ振興課が事務局となって進めていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

次に、日程について御説明させていただきます。資料3を御覧ください。適正化検討委員会の日程（予定）ということで、本委員会は本日を含めまして月に1回程度、計4回開催する予定をしております。

まず、本日ですけれども、令和3年10月20日水曜日、この後広陵町体育施設使用料の現状と課題を御説明させていただきまして、皆様の御意見をいただきたいと考えております。続いて、11月の中旬頃を予定しております。今日の委員会の御意見を参考にさせてもらって、補足・追加説明をさせていただいて、事務局からとしては施設使用料・減免の改定（案）というものをお示しさせていただければと思っております。続きまして、3回目ということで12月下旬。同じように、2回目の質問事項について補足・追加説明をさせていただき、ある程度の最終決定を決めさせていただきたいと思っております。翌年の1月上旬頃に最終決定ということで、3月議会に上程をさせていただいて、議案作成を進めていきたいと思っております。議会で可決いただきましたら、一定の期間、周知期間を3か月ほどいただきまして、7月から施行というふうな流れで考えております。

役割・日程については以上になります。

○委員長　　ただいま、事務局から日程等の御説明もありましたが、何か皆様方からの御質問はございますでしょうか。日程と設置要綱に関してですね。

増田委員、よろしくをお願いします。

○増田委員　　失礼します。

この資料3の日程ですが、事務局のことを考えていると、この3回目ですね。12月下旬から4回目が1月上旬というのは、かなり休みも入ってくるし正月ということがあるので、その辺りはいかがでしょうかね。あまりにも期間が短いのではないかなと。あくまでもこれは事務局のことを考えて言ってるだけで、私の都合で言ってるわけじゃないので。よろしくをお願いします。

○スポーツ振興課長　　ありがとうございます。事務局のことを考えていただいて、

ありがとうございます。一応予定ということにさせていただいております。3回目、12月下旬というのを中旬ぐらいにさせていただいて、1か月ほど空けさせてもらって1月中旬と同じような1か月ごとに空けさせていただければと思っております。

○西井委員　でも、話合いの中身によって、まだ・・・ざることで。これからどう動いていくかとか、どのような内容が出てくるかも分からない段階で、大体でいいんじゃないかなと思ってて。だから、そんなに検討事項がなければ1回減るかも分からないしと思うし、もしかしたらもっと込み入ったことが出てくるのだったら回数も増えてくるかも分からないしというところなので、予定は予定でいいんじゃないかなと思うんですけど。その辺は、会議が進む中でやはりみんなで考えていって、じゃあ早いほうがいいのかなとなったら早くしていったらいいと思うし。もうちょっと時間があったほうが、検討というか案をつくる時に時間が十分取れるのであればその辺のところは考慮していったらいいんじゃないかなとは考えますが、一応増田さんが言われるように、4回ぐらいで行くということで、大体この辺のところでもいいんじゃないです。下旬といっても10日ぐらいは変わらないので、その辺はまた会議の進み具合かなとは感じるんですけど。ここでそんなきちっと決める必要があるのかどうか、今の始まった時点であるのかどうかも疑問は感じるんですけど。

○教育委員会事務局長　事務局のことを御考慮いただいてというところで、今、西井委員もおっしゃるとおりでございます。この日程は、あくまでも3月議会に上程をしたいと、その日からもろもろの事務的に議案の上程、その資料の締切りとかそういうようなものを見越してつくったものでございます。そういうところから、これから議論が深まる場合、この予定のとおりに行かない場合もありますし、少なくともこの予定で行けるというふうな予定では進みたいと思っておりますけども、その辺は臨機応変にということで御理解をいただいたらと思います。いろいろと御意見をいただきましてありがとうございます。事務局としては当然でございますけれども、しっかりとした御意見をいただいた中で反映していけるように頑張らせていただきたいと思います。

ます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

この点、皆さんはいかがでしょうか。議事進行を進めていく中で、いろいろ深めていかないといけないところもあるかと。その辺のところを臨機応変にやっていくと。ただ、皆さんもいろいろな事情の中で動いていらっしゃる、4回ぐらいのところでは結論を見出したい、こういうふうなことになると思いますけども、とにかく臨機応変にしていただくということで御了承いただけますでしょうか。

また先々、煮詰まっていく中でこの見通し、スケジュールをお願いできればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしたら、次は広陵町体育施設使用料の現状と課題について、資料も2つ出ておりますかね。増田課長から、よろしく願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、広陵町体育施設使用料の現状と課題ということで、資料4と参考資料を一緒に見ていただければ分かりやすいと思いますので、お願いいたします。

まず、1ページになります。現状と課題ということで、目標みたいなものですがけれども、住民それぞれの目的やライフスタイルに合わせたスポーツを楽しむ機会や環境の提供に努めております。今後、さらに多様化されていくスタイルに合わせた新しい提案もしていけるよう、スポーツを通じて住民皆さんの健康の保持増進を図っていきたくと今考えております。

管理運営している施設ですけれども、体育館は町内に5館ございます。参考資料1を御覧ください。体育館施設概要ということで、中央体育館、東体育館、西体育館、北体育館、真美ヶ丘体育館という概要を載せております。中央体育館を中心に各地域に分かれて「ミニ体」と言われるんですけれども、西、東、北、真美ヶ丘という中央

体育館が約 1, 200 m²あるんですが、その半分ぐらいの施設が広陵町に点在しております。建築年次を見ていただくと、一番古いので広陵東体育館。これが昭和 54 年に建築されて、もう 40 年近く過ぎております。基本 54 年から 56 年の間に 4 館建てておりまして、真美ヶ丘体育館のみが平成 4 年に建築されており、大分老朽化してる施設となっております。ただ、中央体育館におきましては、大規模な改修はしておりますけれども、ほかのミニ体育館については大規模な改修というのは行われておりません。

直近の 7 年間の工事費というのを挙げさせていただいております。これは資料 3、参考資料 3 になります。1 番目といたしましては、証明の LED 化、床の改修工事。この床の改修工事ですけれども、以前まではコンクリートの床に樹脂を塗ったような形の床でございましたが、フローリングの床を使用させていただいて、住民皆さんの足の負担を軽減するというような目的でケイワ的に工事を進めておりまして、全ての体育館はフローリングの床というふうになっております。

体育館の利用人数ですけれども、平成 30 年度は 10 万 5,151 人ということで、徐々に利用者は減っているんですけれども、これはコロナの影響で体育館の使用を中止したり人数制限をしているため人数は減っているということになります。それが参考資料の 4 になります。棒グラフで分かりやすくつくらせていただいております。

次に、テニスコートは 4 コートございます。真美ヶ丘テニスコートが 3 面、西谷テニスコートが 2 面、東テニスコートが 1 面、健民テニスコートが 2 面で、8 面広陵町にございます。これも直近の 8 面の工事費を載せております。コートの改修工事であったりとかネットフェンスの改修工事等をしてしております。概要でいいますと、2 番の資料 2 にテニスコート概要ということで載せております。コートは、真美ヶ丘テニスコートと東テニスコートというのがオムニのコート。砂入り人工芝のコートとなっております。西谷と健民テニスコートはクレイ、土のコートになっております。これもテニスコートの利用者数になりますけれども、平成 30 年度では 2 万 934 人という

多くの方が利用していただいておりますが、これも年々減っているのはコロナの関係ということで聞いております。参考資料になりますと6番になります。棒グラフで示させていただきますけれども、年々減ってきております。

続きまして、2ページを御覧ください。使用料についてでございます。体育館については平成15年以降現在まで約20年近く、さらにテニスコートについては設置されて以降使用料の見直しは一度も行われておりません。このことから、使用料と維持管理費の乖離が大きく、受益者負担のバランスに欠けた状況となっております。また今後、体育館施設の老朽化による大規模改修などが必要となることから、財政を圧迫すると予想されます。教育長から詳しく説明していただいたということで、簡単におきます。

次に減免についてですけれども、体育館の使用料についてですけれども、減免及び免除という規定を定めております。減免等の割合が大きくなるほど、施設の維持管理に対する収入が低くなりますので、減免は教育・スポーツの振興など政策的見地から免除されてきましたけれども、その適用について維持管理と財政の側面からすると、今後改正、見直しをしていく必要があるとは考えております。資料8に条例の内容をつけています。それから、資料9に減免の円グラフをつけております。各体育館がどれだけ減免されているかというのが分かると思います。

重要なところですけど、四角で囲ませていただいております。こうしたことからこのことを踏まえまして、本町では継続的な施設の維持管理経費の削減に努めるとともに、持続可能な財政運営を確保していくため、体育施設使用料の現状を検証し、使用料の見直しを検討していきたいと考えております。

次に、今後のスケジュールということで案を載せておりますが、先ほど説明させていただきましたので省きます。ただ、図のように進めておりますのでよろしく願いいたします。それから、検討に当たりまして、広陵町では広陵町自治基本条例というのが今年制定されました。その中で、第11条に参加、参画と協働のまちづくりにつ

いて「町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければならない」と定めております。今回、こういうふうに集まっていただきまして協議していただくというのも、この基本条例に基づいてのことになります。また、文化のまちづくりということで、第19条に文化のまちづくりについて、「町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するために環境整備に努めなければならない。」と定めております。

次に、3ページを御覧ください。受益者負担の基本的な考え方ということで、先ほど教育長の御挨拶にもありましたように、地方自治法の第225条におきまして「行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」となっております。また、第227条でも「手数料を徴収することができる」ということになっていることから、特定の個人のために行うサービスにおいては、税とは別に金銭的な負担を求めていかなければならないと考えております。

その下の図になります。施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージということで、分かりやすく図で説明させていただきます。施設に係る全体的な経費というのはトータルコストというのがございまして、施設の維持管理経費というのがランニングコストと施設の設備費用のイニシャルコストに分かれると思います。ランニングコストの内訳についてはすけれども、経常的管理運営。中身としては人件費、光熱水費、委託費、備品購入費などがランニングコストに当たると思います。同じように修繕費も含まれていると思います。ランニングコストの一部を利用者に負担してもらっておりますけれども、現状では料金が少ないということで1割程度ということになっております。残りは税金を投入しているというのが現状でございます。この委員会におきまして、この負担割合をどのようにさせていただくかということをお協議いただければと考えております。

今現状の体育館の使用料金ということで、中央体育館が200円、ミニ体と言われ

る東、西、北、真美ヶ丘が100円という利用金設定で行っております。

次のページはテニスコートの使用料ということで、1時間当たり500円というのを使用料として頂いております。先ほど経常的管理運営、人件費、光熱水費、委託費ということで進めさせていただきましたけれども、5ページを御覧ください。体育館の収入、支出について載せております。収入はもう使用料のみということになっておりまして、ほかにランニングコストとして支出ですけれども、電気代と水道代を記載しております。ここには人件費等その他の経費等は記載しておりませんが、大きい支出ということで載せさせていただいております。

6ページになりますと、体育施設の歳入（収入）と歳出（支出）ということで、収入は使用料だけということになりますのでプラスは少なく、マイナスというか支出ですけれども大きくなっております。30年度でいいますと、収入が92万程度。支出になりますと350万ということで、実際には赤字という経営になります。

続いて、7ページになります。今度はテニスコートの収入、支出ということで挙げさせていただいております。テニスコートは使用料が大きく、支出ということで支払いをしてるのは水道代のみということで、テニスコートについては公園に入っておりまして、おトイレも公園になりますので実際には支出というのは維持管理費ということだけになります。それもテニスコートの歳入と歳出ということで棒グラフにさせていただいておりますが、これはもうほとんど収入が多いという状況で今現在・・・しております。

以上で長く説明させていただきましたけれども、説明を終わらせていただきます。

○委員長 増田課長から現状と課題をお話しいただきましたけれども、何か不明な点等、あるいは質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○男性委員 資料を読ませてもらって、分からないことが幾つかあったので。2ページの体育館使用料の減免及び免除、体育館については減免及び免除の規定を定めている。多分、自治会とかそういうところの申請かなと思うんですけど、そこを詳し

く教えていただきたい。どういう制度になっているのか。特に、減免と免除だと違うと思うので、減免というのは中学生以下なのに2分の1なのか、そこも教えていただきたい。

それから、あと次のテニスコート。規定はないけど慣例により減免対応しておると。どういう慣例なのか、これも実情を教えていただきたいなど。

あと、それから3ページですけど、施設の維持管理経費ランニングコストと書いてあって、この施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージですね。これがすごく大事だと思うんですけど、施設に係る全体経費、その次にランニングコスト、経常的管理費用、それから修繕費とあるんですね。これはすごくイメージが分かりやすいんですけど、下の今の説明によると具体的に数字が出ているのがランニングコストでいうと電気代と水道代だけですね。イメージと資料が合わない。経常的管理運営で人件費、委託費、備品購入費。修繕費は出てますから。これが幾らなのか、具体的な額が分かれば教えていただきたい。

ここまでにします。

○委員長　　そしたら、減免対象となる具体事例とといいますか、免除とかどういうふうな形のところで対象になるのか。あと、3ページのこの図ですけれども、イメージとしては分かりやすいんですけども、具体的に修繕費等に関してそのものがあまり見えこない、合致が難しいということで、説明をしていただきたいということです。事務局でよろしくをお願いします。

○スポーツ振興課長　　ありがとうございます。

減免ですけれども、今現在ではスポーツ協会を利用されてる方というのが減免対象とさせていただいております。また、土日利用される、子供が主になって利用する施設については半額ということで使っていただいております。

○男性委員　　協会の利用とはどういう意味ですか。具体的に言ったらどういう意味。

○スポーツ振興課長　　スポーツの貢献というか活動をしていただいている、目的と

というのはスポーツ推進を目的とした活動ということでさせていただいております。その目的のために使っていただくことで免除という流れでおります。

○男性委員 子供らの減免というのは半額なの、全額免除ではない。

○スポーツ振興課長 スポーツ協会は免除。

○男性委員 免除ですか。

○スポーツ振興課長 はい。

○男性委員 それ申請するときに、利用申請するときにスポーツ協会を通してやれば免除になると、そういうこと。具体的に言うと。どういうこと、分からへん。

○スポーツ振興課長 スポーツ協会の各部がありまして、スポーツ協会に登録、登録じゃないですけどしていただいて、それで申請していただくということになります。免除の基準ですけれども、町のスポーツ協会が主催するような大会等に参加、協力をしていただくということが条件ということになってます。

○男性委員 これ自治会とかはなかったですかね。自治会によって使うとか、そういうのはなかったですか。

○スポーツ振興課長 自治会についても免除になっております。

○男性委員 自治会は何か行事をやったり。

○スポーツ振興課長 自治会の行事とかでしたら免除させていただいております。

○男性委員 子供利用、こちらは減免ということでしょうか。そういう理解でよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長 そうです。2分の1ですので、減免ということになります。

○男性委員 免除のほうが、スポーツ協会のこのスポーツ推進を目的とした町の大大会であるとか、あるいは自治会等の活動であるということですね。

○スポーツ振興課長 そうです、はい。

テニスコートの慣例ですけれども、スポーツ協会のソフトテニス部というのがございまして、その方々が利用される場合は免除になっております。体育館と同じように

免除ということで今させていただいております。

○男性委員　あと、修繕等の内訳的なところですね。

○スポーツ振興課長　修繕等の内訳ということで、今電気代と水道代ということだけ載せさせていただいております。ほかにも人件費があるというのは承知しておりますけれども少し間に合わないとか、資料的には間に合わなかったものですから、こちらに電気代と水道代を載せております。次回の資料として準備していきたいと今進めておりますので、申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

○男性委員　清掃なんかはメンテナンスといいますかね、清掃されてる業者に頼む。違いますか。そういう費用も出てるわけだから、そんな難しくないですよ。

○男性委員　私から一つよろしいでしょうか。3ページの体育館ですかね。あと次のテニスコートもありますけども、この使用料の定義ですね。例えば、中央体育館とかは200円、どこかの資料で電気代は頂いてる、そんなふうに多分あったように思うんですけども、私の記憶違いだったら申し訳ないですけど。これ物すごいありますので、照明でありますとか、テニスコートは照明されるとどうなるんですかね、そういうのがあるかと思うんですけど、この使用料自体の定義ですか。例えば、資料4で書かれている使用料収入、料金収入と次の電気料金とかね。この辺の対応が少しあるかと思しますので、この料金ですね。電気代のこういうイメージなんかどうかということですね、どういうことかというふうにもう少し分かりやすくしていただきたいかなと。

○スポーツ振興課長　3ページ、施設の使用料の料金表ということで、中央体育館は200円、東体育館は100円ということで、この料金というのは照明の、先生が言われるように照明の使用料になります。今まで教育長がおっしゃっていたように、平成15年にこの料金だけ頂くということになっておりまして、以前までは全て無料という町民に優しい町ということでやっていたんですけども、電気代、照明代ぐらいは頂かないといけないということで今こういう200円、100円ともらっている

状況でございます。

○男性委員　この資料4を見ますと、なかなか整合がないというふうになっているものだから、金額的には大分無理されてるんだろなというふうな気がしてるんですけど、そんな感じですか。

○スポーツ振興課長　そうですね。実際には、もう少し頂かないと維持管理というのはできないというのが現状でございます。

○男性委員　あと、これは器具等利用というのは含まれてないんですね。体育館の箱の利用ということですかね。

○スポーツ振興課長　はい。よくほかの市町村によりますと、ボール代とか器具代とかそういうのを徴収されてるところもありますけれども、広陵町としては照明代だけということになります。

○男性委員　ということは、さっきバドミントンの話だとボールとかネットとか、あと修繕とかいうことも引き続きやっておられる。そんなイメージですかね。

○スポーツ振興課長　そうですね、はい。

○委員長　何か御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○男性委員　この資料集、参考資料の9ですが、この円グラフです。私がスポーツ協会にいてこんな質問をするのは恥ずかしいですけども、お金の関係のことは一切熟知をしておりませんので恥ずかしい質問をするんですが、例えばここは申請件数と減免件数と書いてあります。さっきの話からすると、この特に減免件数の中には免除の件数は入ってないんですか。免除の件数というのはスポーツ協会、あるいは自治会のやつは入ってないんですか。

○委員長　減免と免除の、先ほどの冒頭の話ですけども、こちらには免除というものが無いと、そういうことですね。

○男性委員　そうですね。だから、入ってるのか入ってないのか。

○スポーツ振興課長　　ここには含まれております。

○男性委員　　それは分かるんですか。分かるというか、件数は分かるんですか。あったら・・・した件数やな。

○スポーツ振興課長　　はい。

○男性委員　　今、なかったら結構ですよ。結構ですが、これは入ってないんですね。免除は入ってないんですね。そこがどう。減免と免除は違うわけでしょ。そうするとこれ減免だけやから、免除はどうなってるのかなと思うのが普通ですわな。

○教育長　　私もいろいろ関わってきた中で、ほとんどがやはりスポーツ協会の各種団体、大体20の団体があるんですけども、それがほとんどそういったことでいわゆる免除されてるような状況がありまして、それ以外の人たちが一部使ってるということで申請されて、その使用料を払っておられるというふうな状況だと思います。ですので、ほとんどがこれスポーツ協会をきちっと考えたときに、多分8割ぐらいはスポーツ協会が使用される状況かなというふうにも思っておりまして。それがいわゆる免除されてるということですので、ほとんどがそういったスポーツ協会の方が使われている状況の中で、やはり私がさっきも挨拶でお話させていただいたように、町民の税金をここにかなり投入しておりますので、その辺がもう少し受益者負担という考えを基にすれば、もう少しそこは使用料として取られてもいいんじゃないかというふうには私は思っておるので、その状況についてはまた詳しく事務局から確認はしてもらおうと思います。どれだけスポーツ協会の免除申請がされていて、一般の方はどのくらいかという、これはこの中では読み取れないのかなという思いを持っています。

○男性委員　　ちょっとこれは見にくいですよ。今おっしゃった資料9の、例えば中央体育館の申請件数62%、881件。この申請件数とは何ですか。そこから、今結論を先に何かおっしゃったけど、そうじゃなくて資料を理解したいので。

○委員長　　確か今のは、申請件数と実際の受託された件数ということでしょうかね。具体の意味といいますか。

○スポーツ振興課長 申請件数というのは、毎月毎回のように入申請、使うたびに申請を行っていただいております。その件数、その中に体育協会であるんですが、体育協会の方も申請はしていただいております。その中で減免、ここにすみません、減免というよりは免除の件数になります。すみません、ここ減免というのがほとんどない状況になります。土曜日の子供が使用する体育館でしたら半額、2分の1になるとかそういうのが減免になりますので、ここの表示が免除件数というのでお願いいたします。

○男性委員 この薄い水色の。

○スポーツ振興課長 薄い水色は免除件数になります。すみません、減免ではございません。ややこしくなりまして申し訳ございません。

○男性委員 もう一回聞きますけど、そうすると申請件数881件というのはこれは使用申請ですか。

○スポーツ振興課長 そうです、使用申請になります。

○男性委員 そしたら中央体育館よりも北体育館のほうが申請件数が多いんですか。

○スポーツ振興課長 そうですね。中央体育館よりは北、真美ヶ丘が多い。

○男性委員 使用申請が881件ありまして、料金をもらいました。スポーツ協会などが使用されて、免除で使用されたのが535件あります。こういうことですか。

○スポーツ振興課長 そうです。

○男性委員 今、教育長がおっしゃった8割ぐらいは、話が合わへんねんな。

○教育長 そしたら、私の認識が間違ってたのかもしれないですけども。

○男性委員 状況をちゃんと共有しないと、いい結論が出ませんから。

○スポーツ振興課長 すみません、申し訳ございませんでした。

○委員長 こういうことですね。全体の書いてあるのがいわゆる申請件数ですね。その中で免除と料金をもらったという形で、水色と濃い青でそれぞれ分けていただいている。そういう形ですね。

○スポーツ振興課長 はい。

○男性委員 例えば、881件使わせてほしいという申請がありました。その中で、免除ですから535件はスポーツ協会が申請をされた件ですよと。ということは、あと350件ほどはスポーツ協会以外の方が使われた申請だというふうに思うんですね。料金を頂いた、200円頂いたと。

○男性委員 そうじゃなくて、申請が881件と535件・・・やから、そういうことです。

○男性委員 だから、申請自体は合計ですよ。だから、合計して。

○委員長 水色と青の合計は千三百何ぼという。535件と881件を足した数になるはずですね。

○男性委員 お金をもらってるというのと、もらってないのが。

○委員長 免除と料金を頂いているので、それぞれ水色と青で分けてある。

○男性委員 だから申請というよりは一般町民の方という・・・とか。

○男性委員 免除はスポーツ協会ですから、ほとんどが広陵町の方だというふうに思うんです。あと、例えば申請件数881件もほとんど広陵町の方がお使いになってるというふうに思ってたらいいですか。

○スポーツ振興課長 はい。広陵町の町民の体育施設ですので、町民の方が使用しているということをお願いします。

○男性委員 申請時だけじゃなしに、実利用者も、実際に利用される方も広陵町の方が利用されてると思ってたらいいですか。

○男性委員 申請者は広陵町民やけど、使用者とはまた別個になるという実情はあります。

○スポーツ振興課長 町民の方と在勤の方も使用されておられます。

○男性委員 在勤在住ね。その比率とかは、あるんですか。また。

○委員長 非常に重要な御意見だと思いますね。というのは、要は外からの人と中

からの人でこれから・・・とか、そういうのも多分考えないといけないかなと思いましたが。事務局もお考えいただいていることだと思いますけれども。

田中さん、よろしくお願いします。

○田中委員 先ほど濃いブルーと薄い水色のほうが免除、減免ではなく免除ということでお話されてたんですが、私たち子供のバドミントン教育は土曜日が無料にさせていただいて免除なんですけれども、平日は減免で、半額で利用させていただいているので、この申請件数の中のこちらに入ってくるのではないかなと。子供たちが利用する分とか入ってくるので、免除プラス減免件数になるのかなと思いました。免除ではなく減免もここに含まれているのか、徴収されてるので減免になっているけれどもこちらの濃いブルーの申請件数に入ってしまったのか。

○スポーツ振興課長 すみません、資料9につきましてはもう一度細かく分析させていただきますまして、作り直しさせていただきます。すみません、申し訳ございませんでした。

○委員長 ほかがございますでしょうか。よろしくお願いします。

○男性委員 変わりますけど。お金のことがほとんどだと思うんですけど、言ったら体育館は赤字やと。それを税金で賄っているということですね。テニスコートは黒字ですよ。この黒字になった分をどういう会計というか処理しているのかなと。例えば、これについてはもう合算にして体育館の赤字分を補填してるとすれば、テニスコートを使ってる人は体育館を使ってる人の赤字分を埋めてるということですよ。500円もですよ。それで、テニスだったのでこんなのあれやけど、テニスコートはほとんど改修されてないんですよ。ネットなんて安いものですし。風よけ防風ネットもそんなに何回も変える必要はないんですよ。僕も50年、テニスコートを使わせてもらってますけど、この間に1回か2回ぐらいですわ、土の入替えも含めて。薄くはありますが、全面というのはほとんどないんですね。これを見てても体育館はいろんな修理があって、いろんな御意見もあってLEDに替えたりとかいろんな工事を見

てきましたけど、テニスコートはほとんどないんですね。要らないんですよ。それなのに500円で、これは黒字になってると。この黒字分はどこに行ってるんだと。僕らも時々、友人とテニスコートの会員じゃないので払わせてもらってるんですけど、この金が、黒字分が体育館を使ってる人のために行ってるのかなという疑問も。

そうすると、一つ平等というか理不尽さを感じるかなと思っていて。だから、体育館は体育館で会計処理をして、その赤字分については税金で補填していて、テニスコート分については黒字分なのでプールをしておいて、何かのときに使うというふうな形で基金的な管理で残しておられるのかとか、そういうようなところのお金の流れが少し、テニスコートと体育館と分けられると曖昧なところがあって疑問に感じるところもあるんですが、その辺のところの赤字、黒字で見せてはいただいたんですけど、どういうふうな感じでそこの処理を年度ごとにされてるのかというところを、もしよければお聞かせ願いたいと思っています。

○委員長　　体育施設の中で、体育館とテニスコートがあると。ただ、収入歳出の関係というものが反対になってる。ちょっとと言いますか反対になってるということで、その辺どうなっているのかということで、すみません、よろしくお願いします。

○教育委員会事務局長　　失礼します。会計上の処理ということでございますけれども、そういった御質問のあるように特別な基金というのはございません。いわゆる行政としての一般会計の中で収入という形で入る部分、使用料という形で入る部分。それと歳入というか入る部分についてはそういう項目です。出る部分につきましては、おのおのに修繕が必要であれば修繕とか、何がしかを委託してる場合は委託料というふうな形で項目を分けて出ていきます。体育館と今おっしゃっているテニスコート等が特別に何か見分けることができるかといいますと、会計上、歳入ということで入ってくる部分については、ただ一本になります。会計上の話になりまして、非常になかなか何かお示しすれば分かると思うんですけども、口頭での説明になればこういうことになってしまいます。どうぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

○委員長　　よろしいですか。はい、どうぞ。

○男性委員　　今の件について、私がまずいと思うんですが、今西井委員が言われたようなことは当然考え方として出てくると。ただ、単年度処理でそれを残していくとすることができないんですよね。だから、収入、支出が当然そういう形になってくるだろうと思うんですけど、要はそういうことも含めてこの会議があるということではないのかなと、僕は思ってます。これはまとめにも何にもならんか分らんけど。

○男性委員　　そうじゃなしに、でも僕らも。お話は・・・ですわ。

○教育委員会事務局長　　すみません。先ほどから御指摘をいただいておりますように、まとめではございませんけども、この資料9の円グラフ等につきましても、減免と免除が一緒くたになってしまってるという部分もございますので、もう一度しっかりと整理をするということが必要かなと思います。次回にお示しをできるように。それと、副委員長から御指摘がありましたように、施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージ、このイメージはよく分かるんですけども、経常的管理運営の一番難しいのは人件費でございます。中央体育館というところに人事配置をする場合、それを専属で職員2人分を当ててるとか年度によって違いますけども、これも一定の条件をもって統一した考え方でお示しをさせていただきたいと思っておりますので、この辺につきましてももう一度具体の金額を入れてお示しをするということも先ほどからお話があったとおりでございますので、資料につきましてもう一度精査といいますか再計をさせていただくというところでございます。資料につきまして、不備な点もあるというところで非常に申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○委員長　　事務局長からも御説明がありましたように、また詳しい情報を加味した形で御紹介いただけるといいますか、そういうふうな形ということでよろしく願いいたします。

○副委員長　　資料のことですけど、短時間に相当役場のほうでいろいろ作成されて

御苦労さんだったと思います。一つ、もしもできるのだったらこんなのをお願いしたいなというのがありまして、それは一般的にいう稼働表というんですけど、ホテルでいったら稼働率ですね。この体育館、テニスコートは結構だと思うんですけど、体育館でどういう利用されているのか。人数は分かりました。使用料も分かりました。実際どういう利用をされているのか、イメージが浮かばないんですね。例えば、曜日ごとの利用状況ですね。例えば、一月ありましたら何日間使われてるのか。土日は多分使われてると思うので、平日使われているのか。夜しか使ってなくて、日中は空いてるのかとか。そういう稼働状況というんですけど、それはできたら頂けたほうが。今回だけじゃなくて、今後もこの話が続くと思うので、そういう分析をしていただけたらありがたいなと、そう思います。よろしくお願いします。

○委員長　ありがとうございます。確か外部から入ってくる人たちの割合でありますとか、あと稼働表ですか。夜間だと照明のこととかありますし、午前はどういう感じだとか、少し間隔が変わるのかとか、人の入り方とかが分かれば助かるんじゃないのかなというふうな、副委員長からの御意見かと思えます。

ほかございますでしょうか。

では、ないようでしたら、その他に行きたいと思えます。委員の皆様、事務局から何かございますでしょうか。

○岡田委員　今日の質問とかを次回資料として出させていただく中に、例えば今回は体育館の使用料ということで上がってきたわけですが、体育館の隣に公民館もありますし、町としてその辺の受益者負担をどういうふうに考えておるのかと。同じように公民館もやはりそういうふうにしようとしてるのか、それとも体育館だけなのか、その辺も含めて全体のマニュアルも教えてほしいなという気はします。それが1点。

それから次回、例えば中央体育館で今200円、これが電気代なのか照明代なのか、それとも冷暖房も含めて200円なのか。平成15年に決められたときのその辺の考

え方も教えてほしい。当然、暑いときには冷房もかけられるだろうし、寒いときだったら暖房もかけられるだろうし。その辺、平成15年に何をもって200円に決められたかということも含めて教えてほしいなというふうに思います。

それから、もう一つ受益者負担のことから言えば、例えばこれによって住民票をもらいますよと。住民票が、例えば200円か今幾らか知りませんが、それだけのお金を払っておるんですけども、そういうのは手数料なのか、あるいは人件費なのか紙代なのか印刷費なのか、何かその辺も含めて税の受益者負担、町民がどう理解してどれだけの行為に対して何を払ったというその辺の基本的な考え方も少し教えていただければ、私自身の判断の材料にもなるのかなというふうに思います。先走った意見で申し訳ないですけど、もし資料が出てくるのであればその辺も欲しい。

○委員長 事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長 たびたび失礼いたします。ただいまの御質問といたしますか、御指摘に全てお答えになるかどうか分かりませんが、公共施設全体の考え方については本日は企画部も同席させていただいておりますので、後で企画課長からお話をさせていただきたいと思っております。そうですけれども、広陵町は冒頭教育長の御挨拶にもありましたように人に優しいといたしますか「ある施設だから、あんたで使っていたらいいやんか」というそういう考え方の時期があったのは確かでございます。それが負担へ、いわゆる受益者負担というところで少なくとも事務局として考えてございますのは、近隣の自治体なりそういうところの使用料と遜色のないぐらいにまでなればなど。ただ、それが遜色がないというのはその平均かと言われたら答えはないんですけども、そのぐらいまで。今のままでは、あまりにも安価過ぎると。その根拠も100円、200円というのは照明代に相当するものとして拝借をさせていただいておるといような流れでございます。費用を頂くにしろ頂かないにしろ、これが適正に、安全に使用になれるようにさせてもらわなくてはいけないというところから、ずっと今まで見直しがなされていなかったものについて御検討をいただく。テ

ニスコートは置いとくという話もございましたけど、テニスコートもやはり最近とい
いますか今の会計年度の中で修繕をするものが出てきております。特殊なもので
1回それを張り替えるとなりますと、公共事業の単価は高こうございますので10
0万単位では済まない場合も出てまいります。そういうふうな要因も当然あるわけ
でございますけれども、そういうことばかりを言ってますと前に進めないわけござい
ますけれども、そのように考えてございます。今、岡田委員からありましたような、
例えで言えば使用料でいうたら公民館というお話も出ました。公民館につきましては、
今ここで話しするのはあれですけれども、公民館は建て替えをしてほしいと。公民
館は非常に一定年数がたっておる、老朽化しておるといところから、建て替えを要
望する会の方がそのような形で非常に要求をしていただいております。「広陵町の公
民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会」こういう大層な名前ですけども、
ただ単に建物を建て替えるだけではないに、文化芸術を後の世代に引き継いでいく
そういうようなものをしっかり検討しようという、そういう会議がございませ
ん。その段
階でございませので、今公民館の使用料につきましては、そのことの答申なり方針が
決まって新たな公民館、いずれ公民館というのは建て替えが必要なものでござい
ます。
そういう流れの中で、その段階で決まっていくものであると。今は公民館の使用料に
ついて見直すというのはその時期ではないという判断の中で、その辺は議論にはなっ
てございません。

お答えになってないと思いますけれども、私からは以上でございませ。

○委員長　　よろしくお願ひします。

○企画政策課長　　失礼いたします。企画政策課の芝でございませ。

先ほど岡田委員から、町全体の施設の受益者負担の在り方についても議論すべきで
はないかという御意見を頂戴いたしました、これはそのとおりでというふう
に考えてお願ひして、私ども企画政策課で策定させていただきます、令和2年3月
でございませが、公共施設の再配置計画というものがございませ、その中
でおおむね

受益者も負担をいただくような施設につきましては、時期を見計らいながら適宜負担の在り方については議論していくことということで確定させていただいておりますので、今局長からもお話がございましたが、公民館の話もまとまってまいりましたらまた次年度以降についてそういった検証も実施していきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長 皆様方よろしいでしょうか。はい、増田さん。

○増田委員 ここには体育館とそれからテニスコートということで出てるわけですね。あと例えばグラウンド、健民グラウンドとかあるいはこの格技場、格技場という言い方も古い言い方で武道場に変えなあかんと思ってるけど、それはそれとして、エアコンを入れましたよね。その関係もどれだけ使ってるか僕は分からないんですけども、それも対象にはならないのかというように思うんですが、いかがですか。

○委員長 現状を教えていただけたらありがたいですね。

○スポーツ振興課長 体育施設ですけれども、中央体育館の横に格技場というのがございまして、試合するには2試合ぐらいできる、2試合できるぐらいの畳の量があるんですけども、2年ほど前に改修工事をさせていただきまして、LED化とクーラーをつけさせていただきました。トイレの改修も全面的にさせていただきましたので、それも含めて体育館と同じような形で使用料の件についても検討していきたいと思っております。グラウンドも健民グラウンド、見立山グラウンドもありますので、その施設についてもできればこの場で使用料について検討していただければとは思っているんですけども、やはり期間が短かったので体育館とテニスコートを上げさせてもらっておりますが、そのグラウンドも格技場も含めての検討もお願いしたいと思っておりますので、次回の資料には用意させていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

はい、田中委員。

○田中委員 一緒に中央体育館の2階の卓球室ですね。あそこも無料かと思うので、

その辺についても合わせて検討いただきたいと思います。2階の卓球室です。無料かと思しますので。

○副委員長　すみません、見落としてました。資料10ですけど、理解が難しくて。一番下の広陵町ですけど、中央体育館は条例では午前中全面使うと7,500円、反面使うと3,900円。1つの例としてこうなってますね。それで1時間、現状は1時間で全面使っても200円と、こういうことですよ。そうですね。条例に7,500円と書いてあるのに、200円で済んでるという根拠は何かあるんですか。

○スポーツ振興課長　副委員長が御指摘していただいたそのとおりですけども、条例上にはこの規定、体育館の使用料の規定はございます。ただ、今まで使用料というのはこの規定ではなくて、もう無料ということでさせていただいておりました。15年に電気代だけ頂くということで今現在までできております。

○副委員長　前にパークゴルフ場使用料の改定委員会の委員をしたんですけど、すごいろいろ紛糾がありまして、利用者の方とか議会でも。非常に体育館のことは初めて、僕監査委員をしてたのに知らなかったのは恥ずかしいんですけど、15年まで無料だった。それは条例で無料にしてたんですかね。分かれば教えてください。それで、この7,500円と書いてある条例を、無料だったので200円取りますというのを議会に諮って承認されてるんですかね。ちょっとよく分からないんです。

○教育委員会事務局長　私が知りえる限りでお話をさせていただきたいと思います。本来、条例にこの規定が残っておるということは、当然これを説明しようがこの条例のとおりでないといけないわけです。ただ、そのとおりになってございません。それは15年度から、その段階で条例の改正を考えたみたいですけども、そのようになっ
ていない。そうであれば、人に優しい町というようなところで使用料を頂かないということであれば、条例にその旨を例えで言えば時限立法ででもそれをうたわないといけないわけです。その手続もなされておられません。このようなところで、非常に何を
してるねんという話になると思うんですけど、現状をお話させていただきますと、1

5年当時からそのようになっていない。いわゆる照明代に相当する分だけを頂いておったというのが状況です。その当時の詳細につきましては、そこまで知る由は出てませんが、条例との対比ということにつきましてはそのような流れでございます。

○委員長 御説明ありがとうございます。こちらの条例も、いつの条例ですか。

○教育委員会事務局長 条例は昭和54年3月の段階での条例で、平成14年3月から改正というようになっておるんですけども、この段階から料金につきましては条例に規定するようには頂いておりません。

○委員長 ありがとうございます。

○副委員長 そうすると、来年3月の議会に提案されるときは、例えば利用料を改定したとしたらですね、条例の改正案を出すということですか。何を議会に諮られるのかなど。

○教育委員会事務局長 その辺の実情も全て話をして、改正という手続、通常であれば改正ですけども、その辺のところはまた法令のほうとしっかり共有したいと思っています。改正前、改正後がそのとおりになりませんので、その辺は対処したいと考えてございます。議会には料金も改定ということでございますけれども、そのような形で御理解をいただくように持っていきたいと考えてございます。

○委員長 ほかございますでしょうか。

○田中委員 もう一つだけ資料のお願いをしたいのですが、今免除になっている対象の方の照会、スポーツ協会だけではなく企業等も含まれているかと思うので、その内訳といいますか詳細をもし・・・思います。どの方が対象に、免除もしくは減免対象の詳細が知れたらと思います。

○委員長 この辺もまた精査していただくということでしょうかね。

○スポーツ振興課長 はい。また詳しくさせていただきますので。

○委員長 よろしく申し上げます。ほか、よろしいでしょうか。

ほかにないようですので、これにて議事を終了したいと思います。

最後に、事務局から連絡事項がありますので、よろしくお願ひいたします。

○スポーツ振興課長補佐　それでは、事務局から連絡事項をお伝ひいたします。

まず1点目ですが、委員皆様への報酬のお支払いについてでございます。報酬については日額8,000円となっております。本委員会は半日開催ですので、1回4,000円の支払いとなります。源泉徴収を行った上で口座に振り込みさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

2点目ですが、次回の日程でございます。説明でもありましたように、11月中頃を予定しておりますので、調整の上またお知らせいたしますので、御通知を送らせていただくようにいたしますので、そのときはまた出席をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長　事務局から次回の会等についての御説明がありましたが、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○男性委員　今1名欠席されているのであれですが、ここでは日は決められないんですかね。それは無理ですかね。そのほうが無駄がないのかなと思ったりしてね。それは無理ですか。

○委員長　皆さん来られてるので、おかしくないですね。

○男性委員　予定は聞いてね。

○男性委員　それは御連絡してもうおうかなと。

○男性委員　個々に予定を聞いて調整するんだったら、ここで今予定表を皆持ったら、ある程度。

○男性委員　ある程度どうかなというふうに思います。

○男性委員　でもこの資料をつくるのに時間を取るんちゃう。

○スポーツ振興課長　もしよろしければ、増田委員さんがおっしゃっていただいたように、次回日程の御都合の合う日が今分かるようであれば決めていただければと思います。太田様も仕事の関係上早く分かったほうがシフトが組めるということで、今

回急な話だったので欠席していただいたんですけども早いほうがいいので、もしここで決めていただけるものであればよろしく願いいたします。

一応11月中旬を予定しておりますので。

○委員長 今ここで意見徴収をやりますか。

○スポーツ振興課長 どうでしょう。

○委員長 できますかね。

○男性委員 中旬でしたら、15、16は空いているんですけど、17、18、19は駄目です。

○スポーツ振興課長 15、16が空いています。大丈夫ですか。

○男性委員 私は15、16が駄目です。15の午前だったら大丈夫です。

○男性委員 できたら午前ですね。

○男性委員 そうですね、はい。

○スポーツ振興課長 15って月曜日ですか。

○男性委員 開けてくれるのか。ここ休館日ですね。休館日やから場所を変える。

○スポーツ振興課長 申し訳ございません、休館日が月曜日になりますので、月曜日以外で。

○男性委員 ここじゃなかったらあかんの。

○スポーツ振興課長 役場でも空いてたらいいですけども。開催場所は役場でもさせてもらいますので。

○委員長 15で行けますので。午前中はね。

○男性委員 24日、ちょっと後ろになりますけど24日の水曜日はどうですかね。

○男性委員 私は大丈夫です。

○男性委員 私も大丈夫です。

○男性委員 24日だったら大丈夫です。

○委員長 私も大丈夫です。あと、太田さんだけですね。

○男性委員 課長、仮に24日入れといて。24日は今のところ全員オーケー。

○委員長 そしたら、24日の午前中ですね。

○スポーツ振興課長 24日の午前中を予定させていただきます。一応、役場も検討はさせてもらおうとは思いますが。

○男性委員 じゃあ場所は連絡してください。

○スポーツ振興課長 場所については連絡をさせていただきます。

○男性委員 10時からでいいの。

○スポーツ振興課長 10時から。

○委員長 そしたら、11月24日の10時からということで。また正式には事務局からよろしくをお願いします。

○スポーツ振興課長 今調べますと公民館のこの場所が24日空いております。

この場所ですらよろしければ、ここで決めさせていただきたいと思うんですが。こちらでよろしいでしょうか。そしたら24日の10時からここ大会議で第2回目の開催をさせていただきますと思いますので、御出席をよろしくをお願いします。

○委員長 また後日お気づきの点とかございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

委員の皆様方におかれましては、長時間どうもありがとうございました。これにて終わりたいと思います。